



市 章

大津市公報

平 成 2 4 年 2 月 1 日
第 2 0 9 9 号

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

訓 令	
2	大津市不動産評価委員会規程の一部改正..... 1
3	大津市建設工事契約審査委員会規程の一部改正..... 1
告 示	
23	自動車臨時運行許可番号標の失効について..... 1
24	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の指定について..... 2
25	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療支援給付のための施術を担当する施術者の指定について..... 2
26	生活保護法による指定医療機関の指定について..... 2
27	生活保護法による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定について..... 2
28	介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の指定について..... 3
29	騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定について..... 3
公 告	
	道路位置指定公告..... 3
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 3
企 業 局 管 理 規 程	
1	大津市ガス供給規程の一部改正..... 4

訓 令

大津市訓令第 2 号

大津市不動産評価委員会規程（昭和44年訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成24年 2 月 1 日

大津市長 越 直 美

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 4 委員長に事故がある場合又は委員長が欠けた場合において、副委員長に事故があるとき、又は副委員長が欠けたときは、総務部長である委員がその職務を代理する。

附 則

この訓令は、平成24年 2 月 1 日から施行する。

大津市訓令第 3 号

大津市建設工事契約審査委員会規程（昭和41年訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成24年 2 月 1 日

大津市長 越 直 美

第 5 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 委員長に事故がある場合又は委員長が欠けた場合において、副委員長に事故があるとき、又は副委員長が欠けたときは、総務部長である委員がその職務を代理する。

附 則

この訓令は、平成24年 2 月 1 日から施行する。

告 示

大津市告示第23号

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効した。

平成24年 2 月 1 日

大津市長 越 直 美

自動車臨時運行 許可番号標番号	許可年月日	許可を受けた者の住所及び氏名	失効年月日
滋賀11-60 (大津)	平成23年10月31日	草津市野路東五丁目14番33 - 203号 東 直也	平成24年 1 月18日

大津市告示第24号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき指定医療機関として新たに指定したものについて、同法第55条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成24年 2 月 1 日

大津市長 越 直 美

名 称	所 在 地	申 請 者	指定の 種 別	指定年月日
イオン薬局西大津店	大津市皇子が丘三丁目11番 1 号 イオン西大津店 1 階	イオンリテール株式会社	調剤	平成23年 12月 1 日

大津市告示第25号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき医療支援給付のための施術を担当する施術者として新たに指定したものについて、同法第55条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成24年 2 月 1 日

大津市長 越 直 美

施術者氏名	施 術 者 住 所	施術所名称	施 術 所 所 在 地	施術の 種 別	指 定 年 月 日
清水 俊樹	大津市木下町 9 番29号	Will鍼灸整骨院	大津市萱野浦24番50号 ティアアラ大津 F - 1	柔道 整復	平成23年 10月25日

大津市告示第26号

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき指定医療機関として新たに指定したものについて、同法第55条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成24年 2 月 1 日

大津市長 越 直 美

名 称	所 在 地	申 請 者	指定の 種 別	指定年月日
イオン薬局西大津店	大津市皇子が丘三丁目11番 1 号 イオン西大津店 1 階	イオンリテール株式会社	調剤	平成23年 12月 1 日

大津市告示第27号

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき医療扶助のための施術を担当する施術者として新たに指定したものについて、同法第55条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成24年 2 月 1 日

大津市長 越 直 美

施術者氏名	施 術 者 住 所	施術所名称	施 術 所 所 在 地	施術の種別	指 定 年 月 日
清水 俊樹	大津市木下町 9 番29号	Will鍼灸整骨院	大津市萱野浦24番50号 ティアラ大津 F - 1	柔道 整備	平成23年 10月25日

大津市告示第28号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第42条の 2 第 1 項の指定地域密着型サービス事業者として、次の者を指定した。

平成24年 2 月 1 日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	申 請 者 の 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名	主たる事務所 の 所 在 地	サービ スの 種 類	指 定 年 月 日	介 護 保 険 事 業 所 番 号
近江舞子しょうぶ苑デイサービスセンターひだまり	大津市南小松90番地	社会福祉法人志賀福祉会 理事長 村田 憲治	大津市南小松90番地	認知症対応型通所介護	平成24年 1月16日	2590100299

大津市告示第29号

環境基本法（平成 5 年法律第91号）第16条第 2 項第 2 号イの規定により、同条第 1 項に規定する騒音に係る基準の類型を当てはめる地域を次のように指定し、平成24年 4 月 1 日から適用する。

平成24年 2 月 1 日

大津市長 越 直 美

本市の地域のうち、葛川坂下町の一部、葛川木戸口町の一部、葛川中村町の一部、葛川坊村町の一部、葛川町居町の一部、葛川梅ノ木町の一部、葛川貫井町の一部、葛川細川町及び桐生三丁目の一部を除く地域。なお、当該地域を表示する図面は、大津市役所環境部環境政策課に備え置いて一般の縦覧に供する。

公 告

道路位置指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定による道路として、次のとおりその位置を指定した。

なお、関係書類は、大津市役所都市計画部建築指導課に備え、関係人の縦覧に供する。

平成24年 1 月13日

大津市長 目 片 信

地 名 ・ 地 番	申請人の住所・氏名	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	本数
大津市秋葉台字平尾866番26	大津市別保二丁目 7 番20号 株式会社高栄ホーム 代表取締役 北井 博	32.20	5.20	1

(平成24年 1 月13日揭示済)

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 1 項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成24年 1 月18日

大津市長 目 片 信

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市御陵町 3 番 1 号 大津市長 目片 信	開発区域 大津市比叡平一丁目字長等山 776番32の一部並びに同町字 広小場1063番9の一部及び同 番17の一部 開発行為に関する工事の区域 大津市比叡平一丁目字広小場 1063番1の一部、同番9の 一部、同番17の一部、同番18 の一部及び同番20の一部	開発区域 5,168.50㎡ 開発行為に関する 工事の区域 311.29㎡	平成24年 1月17日	第1032号

(平成24年1月18日揭示済)

企 業 局 管 理 規 程

大津市企業局管理規程第 1 号

大津市ガス供給規程（昭和52年企業局管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

平成24年 2 月 1 日

大津市公営企業管理者職務代理者

大津市企業局長 西 村 直

別表第 1 供給区域の表中「小野（字知原の一部に限る。）」を「和邇中浜、和邇高城（字打越（市道高城台 4 号線以東かつ市道池ノ坊線以北及び市道池ノ坊線以南かつ市道高城台 5 号線以東に限る。）、字池ノ坊（市道高城台 5 号線以東に限る。）、字池田ヶ谷（市道高城台 5 号線以東に限る。）、字願成寺（257番地の 2、258番地、259番地の 1 及び同番地の 2、260番地の 1 から同番地の 3 まで、261番地、261番地の 1 及び同番地の 2、262番地、263番地、264番地の 1 及び同番地の 2、265番地の 1 及び同番地の 2、266番地、267番地の 1 から同番地の 10 まで、268番地の 1 及び同番地の 3 並びに 269番地の 1 及び同番地の 3 に限る。）、字野妻、字上ノ海道（140 番地、141番地及び142番地の 1 から同番地の 6 までを除く。）、字家ノ下、字親田、字塩田、字南出、字竹ヶ花 及び字足田に限る。）、和邇中、和邇南浜、和邇今宿、小野」に改め、「湖青二丁目」の次に「、山百合の丘」を加え、「（国道477号以北に限る。）」を「、伊香立生津町、伊香立上在地町、伊香立北在地町」に改め、「（国道477号以北かつ都市計画道路 3・4・110伊香立真野線以南に限る。）」及び「、大津湖南都市計画事業伊香立緑の里土地区画整理事業地内」を削り、「伊香立下龍華町」を「伊香立南庄町（県道伊香立浜大津線以東に限る。）、伊香立上龍華町、伊香立下龍華町」に改め、「真野普門町」の次に「、真野佐川町」を、「羽栗一丁目」の次に「、羽栗二丁目、羽栗三丁目、森一丁目、森二丁目、森三丁目、枝一丁目、枝二丁目、枝三丁目」を、「石居一丁目」の次に「、石居二丁目」を加え、「桐生三丁目（県道南郷桐生草津線以北かつ普通河川下田川以西に限る。）、平野二丁目（県道平野草津線以東に限る。）」を「桐生一丁目、桐生二丁目、桐生三丁目、牧一丁目、牧二丁目、平野一丁目、平野二丁目、平野三丁目、中野一丁目、中野二丁目、中野三丁目」に改め、「大鳥居」の次に「、芝原一丁目、芝原二丁目、堂一丁目、堂二丁目、新免一丁目、新免二丁目」を加える。

附 則

この規程は、平成24年 2 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 供給区域の表の改正規定中「湖青二丁目」の次に「、山百合の丘」を加える部分及び「、大津湖南都市計画事業伊香立緑の里土地区画整理事業地内」を削る部分は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定に基づく大津湖南都市計画事業伊香立緑の里土地区画整理事業に係る同法第103条第 4 項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から施行する。